平成２３年（フ）第３０５号
愛媛県松山市和泉南５丁目12番４号　和泉北団地Ｄ棟24号
債務者　森　　淳世
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３０７号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地3853号
債務者　芝　　浩也
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
福岡県宮若市金丸390番地１
債務者　安永　理栄（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１４３号
北九州市門司区寺内３丁目１番24号
債務者　千原　栄志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７９号
北九州市八幡西区星ケ丘４丁目４番９号
債務者　邑本　智子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５８３号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目４番305号
債務者　重藤　満男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６号
福岡県田川市大字川宮1734番地
債務者　奥山　美希
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県田川郡福智町伊方4476番地８
債務者　日高　香織
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６９号
福岡県田川郡福智町赤池521番地32
債務者　中薗　美恵
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７１号
福岡県田川郡添田町大字落合796番地
債務者　赤木　睦穂
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県田川市大字弓削田1309番地４
債務者　松本　将宏
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２５３号
宮崎市大字島之内9270番地７　ボヌール102号
債務者　西原美保子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５７号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1109番地２
債務者　中島加津子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６３号
宮崎市清水２丁目５番15号　浜田アパート２号
債務者　安田　精作
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目24番11号　スピカ33―105号
債務者　田川雄一郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
鹿児島県南さつま市加世田小湊72、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市紫原６丁目１番１―905号
債務者　松久保隼人
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目11番１号　大村産業寮202号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市光山１丁目11番２号　大村産業寮203号
債務者　南　慎一郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係